

野あそび保険(国内旅行傷害保険) & 山行保険(運動等危険補償特約付国内旅行傷害保険) 補償内容の概要

基本補償の補償内容	保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いしない主な場合
死亡保険金	ケガにより事故日を含めて180日以内に亡くなった場合に、死亡・後遺障害保険金額の全額をお支払いします。 (注)既にお支払いした後遺障害保険金がある場合には、その額を死亡・後遺障害保険金額から控除してお支払いします。	●故意または重大な過失 ●自殺行為、犯罪行為または闘争行為 ●自動車・バイク・クレーン車などの無資格運転・酒気帯び運転・薬品などを使用した運転中に被ったケガ ●病氣・心臓発作などおよびこれらを原因とするケガ(例えば歩行中に病氣により意識を喪失し転倒したためにケガをした場合など) ●入浴中の溺水(ただし、引受保険会社が保険金を支払うべきケガによって生じた場合には、保険金をお支払いします。) ●妊娠・出産・産後 ●ひょうちん症、腰痛、その他の症状でそれを裏付けるに足る医学的・他覚所見のないもの ●地震・噴火またはこれらによる津波 ●特に危険な運動中のケガ(ヒッケル、アイゼン、ザイル、ハンマーなどの登山用具を使用する山岳登山*、ロッククライミング、フリークライミング、スカイダイビング、ハンパグライダー搭乗など) ●自動車、原動機付自転車、モーターボートなどによる競技・競争などを行っている間に生じたケガ ●戦争・革命・内乱・暴動 ●放射線照射・放射能汚染 など (注)ただし、山行保険では山岳登山*やロッククライミング、フリークライミング中の事故であっても補償対象となります。
後遺障害保険金	ケガにより事故日を含めて180日以内に後遺障害が生じた場合に、後遺障害の程度に応じて、死亡・後遺障害保険金額の4%~100%をお支払いします。 (注)お支払いする保険金は、保険期間を通じて、死亡・後遺障害保険金額が限度となります。	
入院保険金	ケガにより入院した場合に、[ご契約の保険金日額×入院日数]をお支払いします。 (1事故につき、事故日を含めて180日以内の入院が対象)	
手術保険金	ケガにより所定の手術を受けた場合に、次のいずれかの算式による額をお支払いします。 (1事故につき、事故日を含めて180日以内の手術1回限度) ① 入院中に受けた手術の場合 入院保険金日額×10 ② ①以外の手術の場合 入院保険金日額×5	

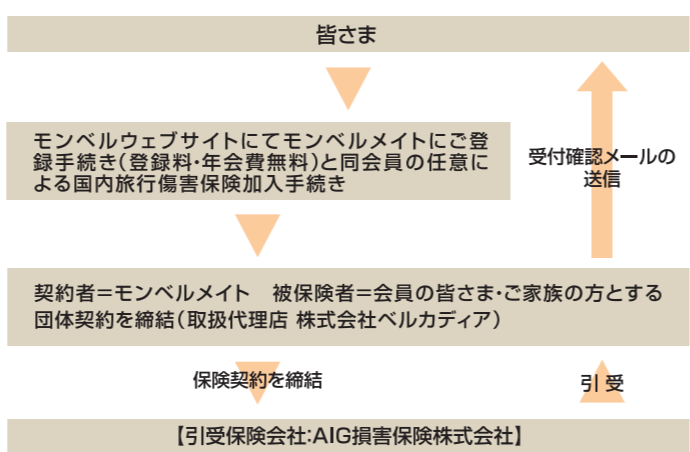
特約の補償内容	保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いしない主な場合
個人賠償責任補償特約	被保険者が旅行行程中の偶然な事故により、他人にケガをさせたり、他人の物に損害を与えて、法律上の損害賠償責任を負った場合に、保険金をお支払いします。 【お支払いする保険金】 次の賠償金や費用の額をお支払いします。 ●損害賠償金(1事故につきご契約の保険金額限度) ●訴訟・弁護士費用など(お支払いできる額に条件が適用される場合があります。) (注1)損害賠償金の決定や訴訟・弁護士費用などの支出にあたっては、事前に引受保険会社の承認が必要です。 (注2)この特約には「賠償事故の解決に関する特約」が自動的にセットされ、折衝、示談または調停もしくは訴訟の手續(弁護士の選任を含みます。)は原則として引受保険会社で行います。 (注3)被保険者が責任無能力者の場合で、その責任無能力者の行為により親権者などが法律上の損害賠償責任を負った場合もお支払いの対象となります。 など	●故意 ●地震・噴火またはこれらによる津波 ●職務遂行に直接起因する損害賠償責任(仕事上の損害賠償責任) ●自動車などの所有・使用・管理による損害賠償責任 ●心神喪失による損害賠償責任 ●同居の親族および旅行行程を同じくする親族に対する損害賠償責任 ●他人から借りたり預かったりした財物に対する損害賠償責任 など
携行品損害補償特約	被保険者が旅行行程中に携行していた身の回り品(被保険者本人所有のもの)に偶然な事故による損害が発生した場合に、携行品1つ(1組または1対)あたり10万円(乗車券、通貨などは5万円)を限度として、時価額(※)で算定した損害の額または修理費のいずれか低い額をお支払いします。(保険期間を通じて、ご契約の保険金額限度) (※)保険の対象と同等の物を新たに購入するのに必要な金額から使用による消耗分を差し引いて、現在の価値として算出した金額をいいます。 (注1)携行品に含まれない主な物は次のとおりです。 ●クレジットカード、プリペイドカード、電子マネー、株券、義歯、義肢、コンタクトレンズ、動物、植物、データなどの無体物 ●船舶(ヨット、モーターボートなどを含みます。)、自動車、オートバイおよびこれらの付属品 ●ビッケル・アイゼンを使用する山岳登山* 中の登山用具 など (注2)自己負担額(1事故につき3,000円)があります。	●故意または重大な過失 ●自動車・バイク・クレーン車などの無資格運転・酒気帯び運転・薬品などを使用した運転 ●地震・噴火またはこれらによる津波 ●自然の消耗またはさび、変質、変色、欠陥、故障 ●置き忘れ・紛失およびこれら後の盗難 ●すり傷塗料のおかれなど、機根に支障をきたさない外観のみの損傷 など
救援者費用等補償特約	被保険者が旅行行程中に、次のいずれかに該当し、ご契約者、被保険者またはその親族が負担した費用をお支払いします。 (保険期間を通じて、ご契約の保険金額限度) 1.搭乗していた航空機や船舶が行方不明または遭難した場合 2.急激かつ偶然な外来の事故によって被保険者の生死が確認できない場合、または緊急な捜索・救助活動が必要なが警察などによって確認された場合 (例)登山中に滑落して生死が確認できず捜索活動が行われた。 登山中に転倒しケガをしたため自力で歩けなくなり救助された。 登山中に迷い遭難し捜索、救助された。(注1)緊急な捜索・救助が必要なが警察などによって確認された場合に限りです。 3.被保険者が旅行行程中に被ったケガのため、事故日を含めて180日以内に死亡または14日以上続けて入院した場合 【お支払いする保険金】 次の費用の額をお支払いします。 ①捜索救助費用 ②現地までの救援者の往復交通費(2名分まで、かつ1往復分限度) ③救援者の宿泊料(2名分まで、かつ1名につき14日分限度) ④現地からの移送費用 ⑤諸雑費(現地交通費、通信費など、3万円限度) (注2)②、③の費用において、上記2の場合にその被保険者の生死が判明した後または被保険者の緊急な捜索(※)もしくは救助活動が終了した後に現地に赴く救援者にかかる費用は除きます。 (※)捜索、救助または移送をいいます。	前記「基本補償」での保険金をお支払いしない主な場合と同じ。 (注)ただし、山行保険では、山岳登山*やロッククライミング、フリークライミング中の事故であっても左記【お支払いする保険金】②~⑤の費用をお支払いします。
遭難捜索費用補償特約【山行保険のみセット】	日本国内において山岳登山*の行程中に遭難された場合に、保険金をお支払いします。 【お支払いする保険金】 被保険者の捜索・救助・移送のために捜索者に支払った費用のうち、社会通念上妥当な部分で、かつ、保険事故と同等のその他の事故に対して通常負担する費用相当額をお支払いします。 (保険期間を通じて、ご契約の保険金額限度)	

*「山岳登山」についてはパンフレット中面の「用語の説明」をご確認ください。

【ご加入方法について】

契約方式は、保険契約者をモンベルメイト 代表者 辰野勇、被保険者(保険の対象となる方)を会員の皆さま(ご本人)またはご家族の方、取扱代理店を株式会社ベルカディア(モンベルメイトの各サービスを運営)として保険契約を締結する団体契約となります。ご加入後はモンベルメイトのウェブサイトより受付確認メールを送信いたします。

【引受保険会社】AIG損害保険株式会社



【ご加入条件について】

<ご加入者(保険料負担者)について>

- 以下の要件を満たすことが必要です。
- モンベルメイト(登録無料)のメンバーです。
- インターネットメールアドレスを所有していること。
- 本人名義のクレジットカードを所有していること。(お取扱いはJCB・VISA・Mastercard・American Express・Diners Club)
- 加入時点の年齢が満18歳以上で法律上の行為能力を有していること。

<保険の対象となる方(被保険者)について>

- 日本国内に居住する個人です。
- 保険期間終了時点で年齢が満90歳以上の場合はご加入いただけません。**
- 加入者ご本人もしくは、加入者との関係が配偶者、加入者の同居の親族、加入者の別居の子ども(未婚)のいずれか1名です。

【ご注意】

- このパンフレットは保険商品の概要をご説明したものです。詳細につきましては、取扱代理店または引受保険会社にお問い合わせください。また、ご加入に際しては、保険商品についての重要な情報を記載した重要事項説明書(「契約概要」「注意喚起情報」など)を、事前に必ずご覧ください。
- 引受保険会社の損害保険募集人は、保険契約締結の代理権を有しています。

D-007669 2025-10



事故が起こったら

事故の状況やケガの程度をただちに(遅くとも事故の日から30日以内)ご連絡ください。なお、通知が遅れたり、その内容に虚偽の申告が有りますと、保険金をお支払いできないことがありますのでご注意ください。

保険に関するお問い合わせ
傷害事故受付 <https://hoken.montbell.jp/>

株式会社ベルカディア 保険窓口：モンベル・アウトドア・チャレンジ
☎0120-938-593 携帯電話・IP電話からは06-7220-3393
eメールアドレス hoken@montbell.com
【受付時間】平日 10:00~17:30 土曜 10:00~15:00 【休日】日曜・祝日



取扱代理店

Bellcadia 株式会社ベルカディア
保険窓口：M.O.C.(モンベル・アウトドア・チャレンジ)本部事務局
〒550-0013 大阪府大阪市西区新町2-2-2
※株式会社ベルカディアとは、モンベル製品の販売、M.O.C.イベント企画・運営、保険代理店などを営む、モンベルグループの企業です。

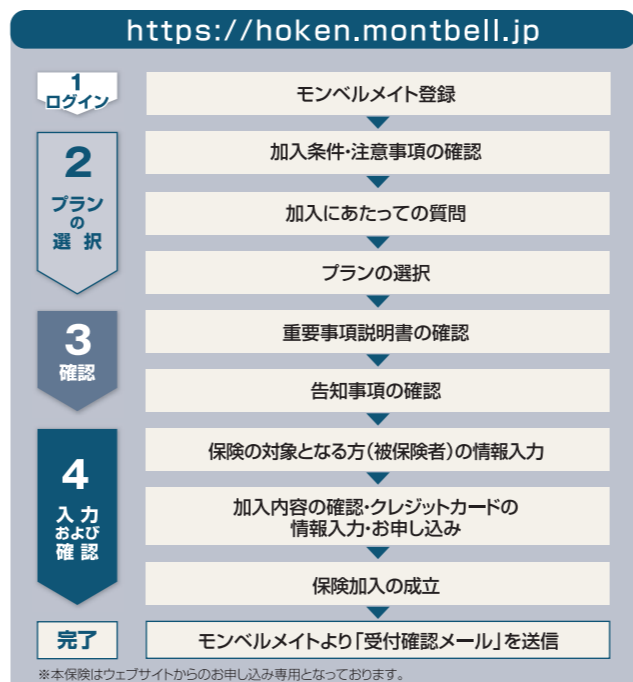
引受保険会社

AIG損害保険株式会社
大阪企業営業部 営業第二課
〒530-0011 大阪市北区大深町3-1 グランフロント大阪タワーB
TEL.06-7223-3011



#1905016 2502

【ご加入手続きの流れ】 モンベルウェブサイト



**短期
補償タイプ**

保険期間 **日帰り**から
保険料 **250円**から

モンベルの アウトドア保険

アクティビティに合わせて
選べる2タイプ

さまざまなアウトドアスポーツに対応
モンベル 野あそび保険
国内旅行傷害保険

危険度の高い山岳登山にも対応
さんこう
モンベル 山行保険
運動等危険補償特約付国内旅行傷害保険



お出かけ中を、ピンポイントで補償!

- 急な出発でも**当日すぐ**に申し込めて安心!
- スマホ・WEBから簡単に**お申し込み可能!**

アウトドアを含む旅行中のさまざまなリスクに対応!!



捜索・救助が必要になった



ケガをして入院・手術をした



他人にケガを負わせてしまった



自分の物を誤って壊してしまった

2021年10月1日以降保険始期契約用

お申し込みは
モンベルウェブサイトから

▶

<https://hoken.montbell.jp/>



mont-bell

日帰りから7日間まで、国内旅行期間中の さまざまなアクシデントに、保険料¥250~でしっかり補償!!

お申し込みはモンベルWEBサイトまたはスマートフォンから! 出発当日から30日先までのご希望の保険開始日と補償プランを選んでご加入できます。旅行予定が決まったらすぐにお申し込み可能です! ※ご本人さま名義のクレジットカードが必要です。

こんなもしにも備えられます

**高額になる可能性のある遭難時の
捜索・救助の費用**

- 救援者費用等補償特約
- 遭難捜索費用補償特約 (山行保険のみセット)

・保険期間中に滑落し、天候の回復を待って救助された。
・下山中に滑って転倒。動けなくなり救助された。
・道に迷い遭難。家族が警察に連絡し救助された。

**旅先でケガをして入院など
ご自身のケガの補償**

- 死亡・後遺障害保険金
- 入院・手術保険金

・下山中に滑って転倒し足を骨折して入院した。
・旅行先で交通事故に遭い、ケガで後遺症が残った。
・雪崩に遭い死亡した。

**他人にケガをさせたり他人の物を
壊してしまった場合の賠償責任**

- 個人賠償責任補償特約

・自転車で他人に接触しケガをさせてしまった。
・ゴルフ場で打った球が別のチームの人に当たってケガをさせた。
・キャンプ場で子ども*がつかずいて、他人のテントに倒れ込み壊してしまった。 ※被保険者の場合

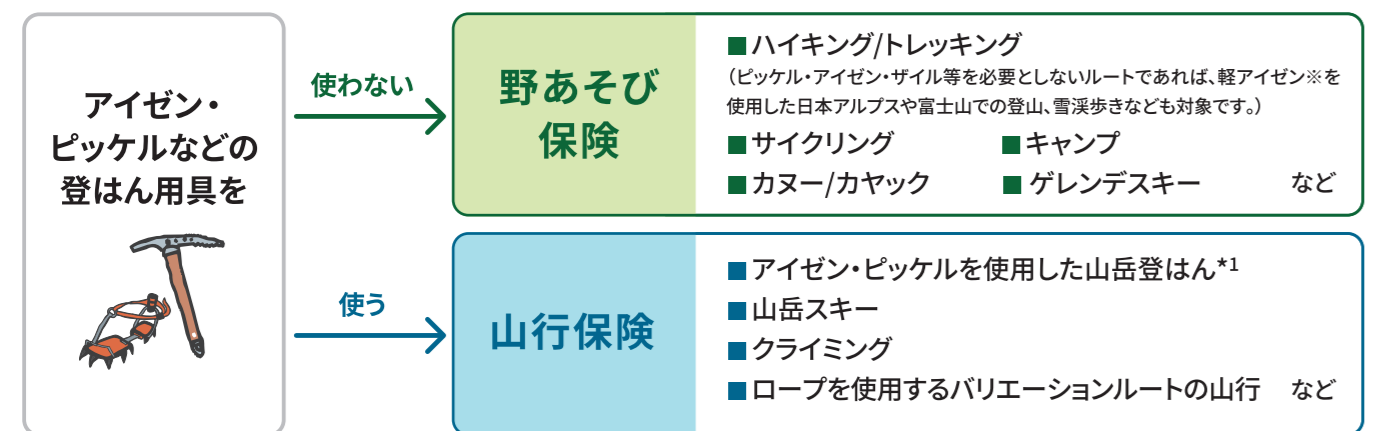
自分のモノを誤って壊してしまった

- 携行品損害補償特約

・カメラを落下させてしまい破損した。
・ストックが岩に挟まり曲がった。
・サングラスを落とし、誤って踏んで壊してしまった。

※詳細は、補償内容の概要または約款等でご確認ください。
※入院保険金、手術保険金、携行品損害補償特約はセットしていないプランもあります。加入時にご注意ください。

保険の選び方 楽しむアクティビティによって2種類の保険から選べます。



※一般的に本来であればアイゼンが必要とされるルートであるにもかかわらず、ご自身の判断で軽アイゼンを使用した場合のケガや遭難時の捜索・救助費用などは野あそび保険では補償されません。

*1<用語の説明>

山岳登はん:ピッケル、アイゼン、ザイル、ハンマーなどの登山用具を使用するもの、ロッククライミング (フリークライミングを含みます) をいい、登る壁の高さが5m以下であるボルダリングや、安全確保のためのロープを使用した人工壁(※)でのクライミング(リードクライミング・スピードクライミングに代表されるスポーツクライミングなど)を除きます。
(※)人工壁:もっぱらクライミングの用に供される、表面にクライミングのための突起・支点などを施した人工の壁をいいます。

モンベル野あそび保険

国内旅行期間中の、事故によるケガや道具の破損まで、さまざまなトラブルに対応

旅行中のアウトドアアクティビティでの事故によるご自身のケガや遭難時の捜索・救助費用、他人にケガをさせた場合の賠償責任など、国内旅行中に起こるもしにも備えましょう。



※上記は対象となるアウトドア・アクティビティの一例です。他にもさまざまなアクティビティが対象となります。詳しくはお問い合わせください。

プラン名	日帰り~1泊2日		~3泊4日		~6泊7日		
	SA12	SB12	MA12	MB12	LA12		
保 険 料	500円	250円	500円	250円	500円		
保 険 金 額	救援者費用等補償 (支払限度額) (保険期間を通じて)	300万円	300万円	300万円	300万円	300万円	
	個人賠償責任補償※ (支払限度額) (1事故につき)	1億円	1億円	1億円	1億円	1億円	
	死亡保険金	506.5万円	290.8万円	286万円	163.1万円	115.7万円	
	後遺障害保険金 (障害の程度に応じて)	約20.2万円~ 506.5万円	約11.6万円~ 290.8万円	約11.4万円~ 286万円	約6.5万円~ 163.1万円	約4.6万円~ 115.7万円	
	入院保険金日額 (1事故につき180日限度)	7,500円	3,500円	4,000円	2,000円	1,000円	
	手術保険金 (1事故につき1回)	入院中	75,000円	35,000円	40,000円	20,000円	10,000円
		入院中以外	37,500円	17,500円	20,000円	10,000円	5,000円
携行品損害補償 (支払限度額) (自己負担額3,000円) (保険期間を通じて)	10万円	—	10万円	—	10万円		

【全てのプランにセット】※賠償事故の解決に関する特約 (2025.2)

Q&A よくあるご質問

- Q1. 鎖場・ハシゴがあるルートは山岳登はんにあたりますか。**
A. 登はん用具の使用が必要ではない場合は、山岳登はんではないので野あそび保険で補償可能です。
- Q2. 疲労で歩けなくなり、救助が必要になりました。補償対象ですか。**
A. 疲労や疾病が原因の遭難は短期補償タイプでは補償対象外です。急激かつ偶然な外来の事故によって緊急な捜索・救助活動が必要なお客さまが警察などによって確認された場合の救援者費用が補償されます。
- Q3. サークルやクラブなどの参加者をまとめて加入することは可能ですか?**
A. 1回のお手続きで複数人をまとめてご加入いただくことは出来ません。個々にお申し込み手続きが必要です。
- Q4. 外国からの旅行者も加入できますか。**
A. 日本国内に居住する個人が対象です。
- Q5. 電話で申し込みできますか。**
A. インターネットでの申し込みのみ受付していません。インターネット環境やクレジットカードをお持ちでない場合は、直営店でお申し込み可能な長期補償タイプの保険をご検討ください。

モンベル山行保険

国内旅行期間中に本格的な山岳登はんなどをされる方のもしにも備えて

「野あそび保険」の補償範囲に加え、ピッケルやアイゼンなどを使用した本格的な山岳登はんや、登はん用具を必要とする山岳スキーなどを楽しむ方を対象とした保険です。危険度の高い山岳登はん中の事故などを補償します。



※上記は対象となるアウトドア・アクティビティの一例です。他にもさまざまなアクティビティが対象となります。詳しくはお問い合わせください。

プラン名	日帰り~1泊2日		~3泊4日		~6泊7日		
	SD12	SF12	MD12	MF12	LD12	LF12	
保 険 料	2,000円	1,000円	2,000円	1,000円	2,500円	1,500円	
保 険 金 額	救援者費用等補償 (支払限度額) (保険期間を通じて)	300万円	300万円	300万円	300万円	300万円	300万円
	遭難捜索費用補償 (支払限度額) (保険期間を通じて)	100万円	50万円	100万円	50万円	100万円	50万円
	個人賠償責任補償※ (支払限度額) (1事故につき)	1億円	1億円	1億円	1億円	1億円	1億円
	死亡保険金	261.6万円	199.9万円	108.7万円	100.5万円	246.5万円	327.2万円
	後遺障害保険金 (障害の程度に応じて)	約10.4万円~ 261.6万円	約7.9万円~ 199.9万円	約4.3万円~ 108.7万円	約4万円~ 100.5万円	約9.8万円~ 246.5万円	約13万円~ 327.2万円
	入院保険金日額 (1事故につき180日限度)	2,000円	—	1,500円	—	1,000円	—
	手術保険金 (1事故につき1回)	入院中	20,000円	—	15,000円	—	10,000円
入院中以外		10,000円	—	7,500円	—	5,000円	
携行品損害補償 (支払限度額) (自己負担額3,000円) (保険期間を通じて)	10万円	—	10万円	—	10万円	—	

【全てのプランにセット】※賠償事故の解決に関する特約 (2025.2)
山岳登はん以外の登山やハイキング中の遭難、搭乗中の航空機や船舶の遭難などによる捜索救助費用は「救援者費用等補償特約」、山岳登はん行程中の遭難による捜索救助費用は、「遭難捜索費用補償特約」にて補償対象となります。

モンベル 傷害総合保険

対象となる遭難等の原因 (例)

野生動物による襲撃	雪崩 落石	道迷い
滑落 転倒	病気 疲労	悪天候 地震・噴火 津波

長期補償タイプのモンベル傷害総合保険は、アウトドアアクティビティも日常生活も補償!

短期補償タイプの補償範囲に加え、国内における病気や疲労などを原因とした遭難による捜索・救助や救援者の費用を補償します。事故によるご自身のケガも通院から補償可能!

モンベル野外活動保険™
傷害総合保険
モンベル山岳保険
運動等危険補償特約付傷害総合保険

保険料の3%のモンベルポイントが貯まります(上限1,500ポイント)
詳細・お申し込みは店頭またはモンベルウェブサイトから
※補償内容・引き受け条件等は「国内旅行傷害保険」と異なりますのでご注意ください。詳細はモンベルウェブサイトまたは、パンフレット等でご確認ください。